

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今回は遺産分割に関する相談だよ！相続手続きは円満に進められるのが一番だけど…。亡くなった人の遺産の分け方を相続人全員が話し合っ、苦労して遺産分割協議書を作成したとしても、その協議書どおりの履行をしない人がいたらどうなるんだろう？

Q 父が半年前に死亡し、その相続人は、私Xと私の兄Yだけです。私とYは、昨年9月に父の遺産について遺産分割協議を行い、「Yはすべての遺産を取得する。その代償として、YがXに100万円を令和2年11月末日までに支払う」という内容で合意し、その場で遺産分割協議書を作成し、X及びYが署名、実印押印しました。しかし、期日までにYから100万円の入金はなく、何度Yに催促しても、はぐらかされて一向に支払ってくれません。代償金回収のためにどのような方法がありますか？

A Yが請求に応じないものの、合意が見込める場合は「遺産分割後の紛争調整調停」を申し立てて解決を図ります。合意が見込めないときや、調停を申し立てても不成立で終わってしまったときは、民事訴訟手続きで支払いを求め、確定判決等を得て、強制執行により回収することになります。

<解説>

1 成立した遺産分割協議は解除できないの？

一般的な契約は、相当の期間を定めて催告しても相手が債務を履行しない場合は契約を解除することができます。しかし、いったん成立した遺産分割協議について、判例では代償金不払いを理由とする解除はできないとされています。よって、Yが代償金を支払わないとしても、「Yはすべての遺産を取得する」という協議をXが一方的に白紙に戻すことはできず、Xは代償金を回収するための手続きをとることになります。

2 遺産分割協議書で差し押さえできないの？

代償金を支払わないYの財産を差し押さえるためには、確定判決等、民事執行法に規定された執行力のある文書が必要になります。本件において成立している遺産分割協議書は私文書であり、執行力のある文書ではないため、これをもってYの財産を差し押さえることはできません。

3 遺産分割後の紛争調整調停

Yが任意に支払う見込みがない場合は、家庭裁判所に「遺産分割後の紛争調整調停」を申し立てることができます。Yが支払わない原因が、XY間の歩み寄りで解決できそうな場合は、代償金を回収できる可能性があります。なお、Yが調停に応じなかったり、合意できなかったりした場合は、調停不成立となり、後述の民事訴訟手続きにより代償金の支払いを求めることになります。

4 履行勧告

調停が成立してもなおYが支払わない場合は、Xは家庭裁判所に履行勧告の申出をすることができます。XからYに対して支払いを求めるより、家庭

相続人全員の合意があれば遺産分割協議をやり直すことは可能だけど、税金がかかる場合があるから注意してね！



裁判所からYに対して支払いを促してもらうほうが、Yに心理的なプレッシャーがかかり、任意の支払いをする可能性もあります。それでもまだ支払いに応じない場合は、Xは家庭裁判所に対し履行命令の申立てをすることができます。なお、履行命令に従わない場合は10万円以下の過料に処されます。

5 民事訴訟

調停が不成立で終わったり、そもそも調停では解決できないような問題があるような場合は、通常の民事訴訟手続きによって解決を図ることになります。本件の場合は、管轄の簡易裁判所に対して、代償金の支払を請求する訴訟を提起することになります。

6 確定判決又は調停調書による強制執行

調停が成立しても、訴訟で勝訴してもなおYが支払わない場合は、確定判決や、調停成立により作成される調停調書に基づいて財産を差し押さえて代償金を回収することになります。

7 まとめ

最初から不払いが生じないような遺産分割協議をすることが最善なのですが、仮に不払いが生じたとしても、前述のように解決のために様々な手段があります。

司法書士は家庭裁判所に提出する書類の作成や、簡易裁判所の訴訟手続きの代理をすることができます。相続に関して困ったことがあったらぜひ司法書士にご相談ください。

調停や履行勧告、履行命令を経ずに、いきなり訴訟を起こすこともできるよ！



相続といえば司法書士！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
- ※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は

新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の間、面談相談を中止しております。

- 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎 週（火・金）14時～17時
- 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎 週（木）14時～17時
- 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎 週（火）14時～17時
- 〈下田会場〉 下田市民文化会館 …毎月 第3（金）13時～16時
- 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月 第1（水）13時～16時
- 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月 第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。